

# 日本フロアボール連盟 ネオホッケー

## 公認指導者規程

2012年 4月28日制定

2014年 4月 1日改訂

2017年 4月 1日改訂

### 第1章 総則

- 第1条 この規程は日本フロアボール連盟(以下「本連盟」と称す)定款第1章3条4項に基づき、ネオホッケーの公認指導者の養成と認定に必要な事項を定める。
- 第2条 この規程は公認指導者を養成し、その資質の向上をはかり、ネオホッケーの普及発展に資することを目的とする。
- 第3条 公認指導者は公認指導者認定講習会(以下「公認講習会」と称す)において、受講後試験に合格し、所定の手続きを経て認定されたものをいう。
- 第4条 「認定」とは、公認指導者の資格を得ようとする者を審査し、その合格者が所定の手続きを経て、公認されるまでをいう。
- 第5条 公認指導者の種別は次の通りとする。
- 1) S級指導者 S級はA級指導者を指導できる能力を有するものとする。
  - 2) A級指導者 A級は「競技ルール」を熟知し、指導技術及びA級審判員を指導出来る優れた指導力を有するものとする。  
本連盟主催の全国大会、選手権大会のオフィシャルを行う事が出来る。

### 第2章 認定審査

- 第6条 この認定は審査委員会が審査し、提出された公認指導者認定申請書(様式は別に定める)に基づき、これを行う。

### 第3章 公認指導者認定講習会

- 第7条 公認講習会の課程は、次の通りとする。

テーマ	内容	時間
講義	ネオホッケーの歴史とその普及	1時間以上
「ネオホッケーの進め方」	ネオホッケーの指導法 ネオホッケーの審判の心得 ネオホッケーの用具の扱い方	
講義と実技	ネオホッケーのルール	4時間以上
「ネオホッケーの審判技術」	ネオホッケーのハンドシグナル ネオホッケーの基本技術と練習方法 ネオホッケーの審判技術	

- 第8条 認定試験は、これと別の時間で行うものとする。
- 第9条 次の各項を充たし、地方連盟(協会)の推薦を受けたものは、公認講習会を受講する事が出来る。
- 1) 公認指導者として人格・識見・技術ともにふさわしいと、本連盟が認めた者。
  - 2) A級指導者については、B級審判員認定後ネオホッケーの指導普及を5年以上経験し、地方連盟(協会)に推薦された者。
  - 3) S級指導者については、A級指導者取得者から指導普及委員会に推薦された者。
- 第10条 公認講習会を主催できるものは、次の各項のいずれかに該当するものとする。
- 1) 本連盟
  - 2) 本連盟の加盟地方連盟(協会)
  - 3) 本連盟が承認した団体  
(本連盟以外が開催しようとする場合、開催要項を作成し講師派遣依頼書と共に本連盟事務局まで提出しなければならない。)
- 第11条 公認講習会の主催者は、開催にあたって広く告知しなければならない。
- 第12条 本連盟が主催する公認講習会を原則として年1回開催する。また、本連盟の加盟地方連盟(協会)または本連盟が承認した団体等が主催する地方公認講習会を原則として年1回開催する。公認講習会は受講料を、認定には認定料を必要とする。(受講料・認定料は別途定める。)
- 第13条 主催者は公認講習会において受講者に対し所定の試験を行い、受講者名簿と講習会の記録を公認指導者認定申請書に添付し、開催後1ヶ月以内に本連盟事務局へ提出しなければならない。

## 第4章 資格

- 第14条 公認指導者の資格は次の通りとする。
- 1) 本連盟(ネオホッケー部門)の会員であること。
  - 2) 満40歳以上であること。ただし、40歳以下でも指導普及委員会で認めた者は除く。40歳以下のA級指導者については、審判技術における実技試験で合格し、申請後用品代を納めることで、A級審判員へ移行する事が出来る。(受講料と認定料は免除する)
  - 3) 公認講習会の課程を修了し、認定審査に合格した者であること。
- 第15条 本連盟が次のことを認めた場合には資格を取り消すことができる。
- 1) 本連盟の会員の資格を失ったとき。
  - 2) 第5章 第17条に示す受講の義務を怠ったと認めたとき。
  - 3) 重大な不正行為があったと認めたとき。
  - 4) 第6章 第19条に示す任務を全く遂行しなかったと認めたとき。
  - 5) 公認指導者としての逸脱した行為があったと認めたとき。

## 第5章 登 録

- 第16条 公認指導者認定申請書により、認定審査に合格した者には公認指導者認定服（ポロシャツ）を交付する。（S級＝赤、A級＝紺）
- 第17条 有効期限は無期限とする。但しA級については2年間に一度、公認講習会で行うフォロー研修を受講しなくてはならない。  
なお、本連盟主催の指導者講習会の講師を行い、指導普及委員会が認めた者はフォロー研修の受講を免除する場合がある。
- 第18条 公認指導者に変更が生じたときは、「変更届け」を本連盟へ提出し、その訂正を受けなければならない。

## 第6章 任務および特典

- 第19条 公認指導者は本連盟の方針に従い、ネオホッケーの指導普及にあたるほか、大会・講習会等に参加・協力すると共に、クラブの育成・指導等、広く普及活動を行うこととする。
- 第20条 公認指導者は次の特典を受けることができる。
- 1) 必要な情報等の提供を本連盟から受けることができる。
  - 2) 公認指導者の認定を受け登録を完了した者は、機関紙及びホームページに公表される。

## 付 則

- 1) この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
- 2) この規程の改訂は、役員会にて行う。